

三宅町猫よけ器貸出要領

(目的)

第1条 猫による糞尿等の被害を受けている町民に対して、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具を言う。以下同じ。）を試用として貸出すことにより、被害の軽減を図る。

(貸出の対象)

第2条 貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有していること（法人、団体は除く）
- (2) 町内に自己の所有地又は借地を有し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 貸出を受けた場合に、猫よけ器を良好に管理するとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

(貸出の申請)

第3条 貸出を受けようとする者は、猫よけ器借用申請書（様式第1号）を町長に提出し、猫よけ器の貸出を受けるものとする。

(貸出期間及び貸出回数)

第4条 貸出期間は、貸出を受けた日から概ね1か月以内とする。また、貸出回数は、同一年度において、1世帯1回までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときには、この限りではない。

(貸出台数及び使用場所)

第5条 貸出台数は、1世帯1台までとする。また、使用場所は、貸出を受けた者（以下「借受者」という。）の町内の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第6条 貸出は無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に際し、必要な電池等にかかる費用は、借受者の自己負担とする。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。(使用上の注意事項の厳守を含む。)
- (2) 猫よけ以外の目的に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないように使用すること。
- (5) 猫よけ器は、清掃し返却すること。
- (6) 貸出期間は厳守すること。

(返還)

第8条 借受者は、第2条に規定する貸出の要件を満たさなくなったときは、速やかに猫よけ器を町に返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由により猫よけ器を損傷し、又は滅失等したときは、借り受けた猫よけ器と同等の状態に復し、又は同等品を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、免除することができる。

2 町長は、貸出した猫よけ器が貸出期間中に損傷、滅失等したことが明らかであり、かつ借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり原状回復し、当該原状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

3 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(町長の指示)

第10条 町長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出について必要な指示をすることができる。

附則

この要領は、令和4年6月1日より施行する。